

## 公立大学法人静岡文化芸術大学研究倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）において遂行する学術研究において求められる研究者の倫理的基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (研究の基本)

第2条 研究者は、本学において遂行する学術研究が、社会の負託に応えるべき公共的かつ公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止め、自らを律しながら、持続的な学術研究を通じて科学の発展に寄与し、本学が社会から信頼と尊敬を得る大学として存在することを目的として、研究に取り組まなければならない。

2 研究者は、誠意と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、他からの圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

3 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

4 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示、本学諸規程等を遵守しなければならない。

### (定義)

第3条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する者をいい、学生であっても、研究に関わる時は「研究者」に準ずるものとする。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定をいい、それに付随する事項を含むものとする。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見を公表するすべての行為を含むものとする。

### (研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努め、それを尊重しなければならない。

3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者、研究上のデータ提供者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生に研究上又は教育上、あるいはその両方の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。

6 研究者は、自己の研究計画について、分かり易く、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(説明責任と提供者の同意)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法、発表方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。なお、組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

2 前項の「人を対象とする研究」に関しては、別に定める。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

2 個人情報保護に関しては、公立大学法人静岡文化芸術大学個人情報保護規則に準じる。

(情報、データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管しなければならない。ただし、法令又は他の定めがある場合はそれに従うものとする。

(材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等並びに薬品・材料等を用いるときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物、使用済みの材料等について、責任をもって最終処理を適切にしなければならない。

(研究成果発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。た

だし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

(オーサーシップ)

第 11 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(不正行為の禁止)

第 12 条 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為をしてはならない。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 二重投稿
- (5) 不適切なオーサーシップ

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査のうえ尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

(研究費の適正執行)

第 13 条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規程、及び本学における研究費執行に関する規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、研究費の執行を機関管理により行い、証憑類を適切に取り扱わなければならない。

4 研究者は、実績報告において、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

5 研究費執行における不正行為の防止に関することは、別に定める。

(他者の研究評価)

第 14 条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績等の評価に関わるとき（以下「研究評価者」という。）は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価規程、審査要綱等に従い、誠意をもって評価しなければならない。

- 2 研究評価者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。
- 3 研究評価者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

(本学の責務)

第 15 条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

- 2 本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

(事務)

第 16 条 この規程に関する事務は、企画室において行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。